

やまぐちフラワーランド の指定管理者の選定に係る報告書

やまぐちフラワーランド指定管理者選定委員会

令和 7 年 (2025年) 10月 27 日

山口県農林水産部長 岡本 章生 様

やまぐちフラワーランド指定管理者選定委員会
委員長 星 井 榮 仁

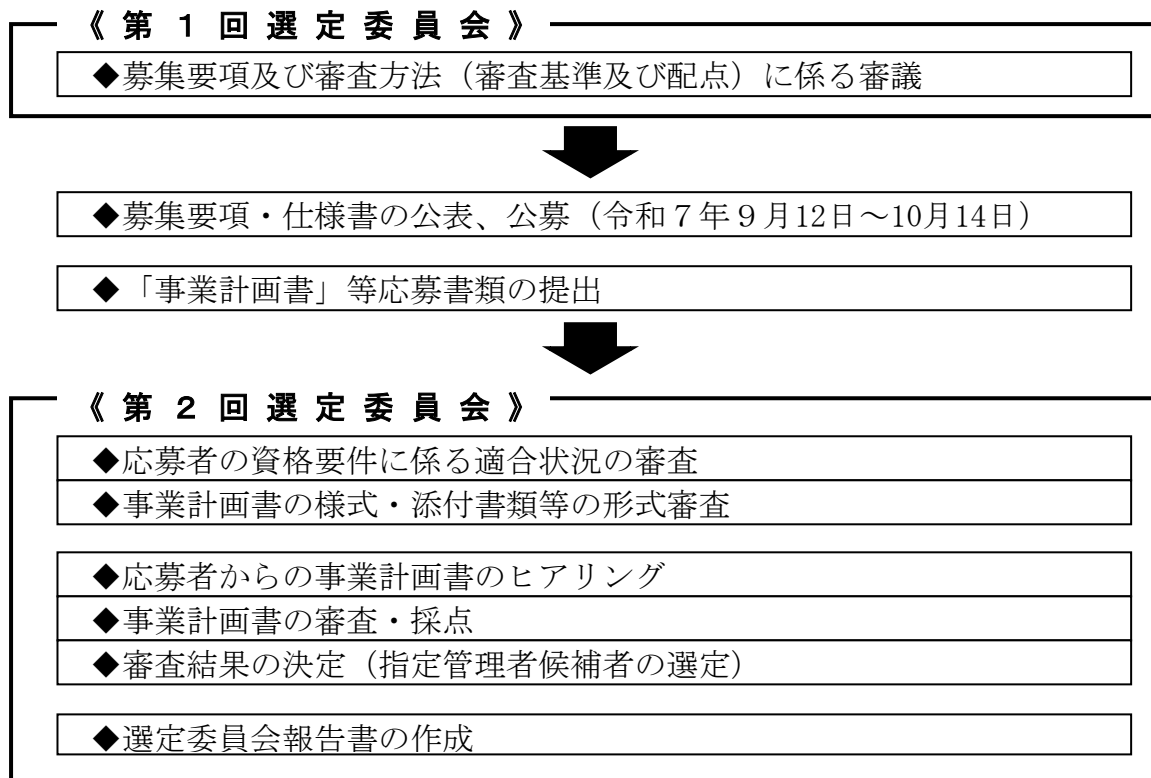
やまぐちフラワーランドの指定管理者の選定に係る報告書

やまぐちフラワーランドの指定管理者の選定に係る応募者の審査の結果について、やまぐちフラワーランド指定管理者選定委員会設置要綱第 2 条第 4 号の規定に基づき報告します。

1 選定の手順

審査基準や配点を予め決定の上、応募者から提出された「事業計画書」及び「応募者に関する書類」について、資格要件及び様式、添付書類等の形式審査、応募者からの事業計画書のヒアリングによる内容審査を行い、指定管理者候補者を選定した。

選定フローは下図のとおり



2 選定委員会の開催状況

(1) 第1回

ア 日 時 令和7年8月29日（金） 10:00～11:00

イ 場 所 山口県庁10階 農林水産部4号会議室

ウ 内 容

- ① 選定委員会委員長の選任
- ② 募集要項及び審査方法（審査基準及び配点）の決定

(2) 第2回

ア 日 時 令和7年10月24日（金） 14:00～16:00

イ 場 所 山口県庁10階 農林水産部4号会議室

ウ 内 容

- ① 応募者からの事業計画書のヒアリング
- ② 審査及び採点
- ③ 指定管理者候補者の選定
- ④ 報告書の作成

3 審査の方法について

(1) 審査項目

事業計画書の審査基準として、山口県フラワーランド条例第12条第4項各号に掲げる3つの基準を踏まえ、次のとおり具体的な審査項目等を設定し、それぞれ配点を定めた。

（選定委員1名の配点）

審査基準（条例第12条第4項）	審 査 項 目	配点
1 事業計画書の内容が、施設を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。	(1) 平等な使用を図るための基本方針	5
	(2) 入園及び貸室使用許可の手続の内容	5
2 事業計画書の内容が、施設の効用を十分に発揮することができるものであること。	(1) 施設の設置目的との適合性	5
	(2) 利用者に対するサービスの向上	20
	(3) 施設の利用促進への取り組み	10
	(4) 地域や団体と協働した取り組み	10
	(5) 施設の維持管理の内容・適格性	5
	(6) 危機管理体制	5
	(7) 利用者の安全確保	5
	(8) 個人情報保護措置の内容	5
	(9) 新しい魅力のある提案	5
	(10) 山口県育成オリジナル花き等に係る消費拡大に向けた取り組み	10
	(11) 物販施設経営の内容	10
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。	(1) 収支見込みの内容	10
	(2) 管理に要する指定管理料等の額	10
4 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。	(1) 安定的運営が可能となる人的能力	20
	(2) 安定的運営が可能となる財政的基盤	5
	(3) 施設運営のノウハウの蓄積状況	5
計	18項目 : 150点満点	

(2) 審査方法について

提出された事業計画書について、応募者に対するヒアリングを基に、予め決定した審査方法（審査基準及び配点）により、各選定委員が審査（評価）し、全選定委員の評価を集計した上で協議を行い、指定管理者候補者を選定した。

4 審査結果

(1) 応募状況

1 団体（一般財団法人やない花のまちづくり振興財団）から応募があった。

(2) 応募者の資格等の適合状況の審査

応募者の資格（主たる事務所を県内に有していること、法人税、消費税及び県税を滞納していないこと等）については、「応募者に関する書類」である官公署の証明書類との照合により、適合していることを確認した。

また、事業計画書についても、募集要領に示した様式に適合し、必要な書類が添付されていることを確認した。

(3) 審査結果

各選定委員の評価点の集計結果を基に協議を行った結果、全員一致により、一般財団法人やない花のまちづくり振興財団を指定管理者候補者として選定した。

※ 評価点は別紙を参照

5 審査の講評

一般財団法人やない花のまちづくり振興財団の提案内容については、過去の運営実績を踏まえた上で、地域における花き振興の推進及び施設の利用促進へ繋がる取組が計画されていること等から判断して、施設の更なる効用促進や安定した管理運営が期待でき、指定管理者候補者として適格である。

一方で、今後の課題として、次の意見があった。

- ・20周年記念で様々なイベントを企画されていることは期待できる。一方で、収益性の拡大のため、来園者増や収入増を具体的に見込んだうえで、イベントを計画、実施してほしい。
- ・集客力拡大のため、広報紙やSNSだけではなく、AI時代を見据えた広報戦略に取り組んでほしい。
- ・フラワーランドに行かないと見られないもの、体験できないものといった、何か目玉となるものを作って、新しさや変化を来園者が感じることができるようにしてほしい。
- ・現状維持は衰退でしかない。5年先、10年先を見据えた、魅力ある施設づくりに取り組んでいただきたい。
- ・花きの消費拡大の取組をしっかりと実行していただくとともに、施設に花苗を供給する生産者に対しても、昨今の物価高騰の影響を鑑みて、十分配慮していただくようお願いしたい。

6 やまぐちフラワーランド指定管理者選定委員会の委員構成

	氏 名	役 職 等	摘 要
委員長	星井 榮仁	山口県花卉園芸推進協議会 会長	花き振興の有識者
委 員	井上 康	(一社)山口県観光連盟 専務理事	観光振興の有識者
委 員	上村 紀子	(一社)山口県中小企業診断士協会 会員	財務諸表や企業経営の 有識者
委 員	河村 敏幸	柳井商工会議所青年部 会長	地元振興の関係者
委 員	松原 良子	山口県いけばな作家協会 会長	花を使った生活の有識 者

〈別 紙〉

1 審査結果

審査基準 (条例第12条第4項)	審査項目	満点 (委員5名の計)	評価点 (委員5名の計)
1 事業計画書の内容が、施設を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。	(1) 平等な使用を図るための基本方針	25	19
	(2) 入園及び貸室使用許可の手続の内容	25	21
2 事業計画書の内容が、施設の効用を十分に発揮することができるものであること。	(1) 施設の設置目的との適合性	25	21
	(2) 利用者に対するサービスの向上	100	77
	(3) 施設の利用促進への取組み	50	36
	(4) 地域や団体と協働した取組み	50	40
	(5) 施設の維持管理の内容・適格性	25	22
	(6) 危機管理体制	25	22
	(7) 利用者の安全確保	25	22
	(8) 個人情報保護措置の内容	25	21
	(9) 新しい魅力のある提案	25	14
	(10) 山口県育成オリジナル花き等に係る消費拡大に向けた取組み	50	36
	(11) 物販施設経営の内容	50	31
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。	(1) 収支見込みの内容	50	28
	(2) 管理に要する指定管理料等の額	50	50
4 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。	(1) 安定的運営が可能となる人的能力	100	83
	(2) 安定的運営が可能となる財政的基盤	25	18
	(3) 施設運営のノウハウの蓄積状況	25	22
合	計	750	583

2 応募者からの提案指定管理料等（指定期間の総額、消費税及び地方消費税等を含む）

指定管理料等上限	1,029,590千円
(一財) やない花のまちづくり振興財団	1,029,500千円

※指定管理料等の額は、指定管理者からの提案金額を基に、県と指定管理者が締結する協定によって定める。